事業者向け支援策(R2.6.25現在)

※本情報は作成日現在の情報を掲載した ものになります。情報は更新されますの で随時ご確認の上、各種支援策をご利用 ください。

売上減少・休業等の支援金等を受ける

【国】持続化給付金

[給付額]法人最大 200 万円 個人事業者最大 100 万円

計算方法=前年の総売上(事業収入)-(前年同月比△50%月の売上×12 か月)

- ※比較する前年同月の売上は、法人/法人事業概況説明書、個人青色申告者/決算書の月別売上金額、個人白色申告者/2019年の月平均の売上(総売上÷12)との比較が基本となります。
- ※上記の計算方法のほか、新規開業、季節性収入、事業承継、罹災の特例などがあります。

【対象要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している (対象月は 2020 年 1 月~12 月までの間で事業者が任意に選択した月)
- ②2019 年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある

【必要書類等】

- ①税務署の受付印(電子申告の場合は受信通知)のある確定申告書第一表 (法人の場合は確定申告書別表一)
- ②青色申告決算書(損益計算書、月別売上(収入)金額等の2ページ) 白色申告の決算書は不要、法人の場合は法人事業概況説明書(両面)
- ③対象とする月の売上台帳等(経理ソフト、エクセル作成、手書き)
- ④通帳の写し(表紙・見開き)
- ⑤個人事業者のみ/本人確認書類(運転免許証(両面)等)

【申請方法】

- ①インターネット(スマートフォン)での電子申請 https://www.jizokuka-kyufu.jp/
- ②申請サポート会場で申請[白河会場]※予約制 0120-115-570 新白信ビル 2F(白河市立石)

【県】感染症拡大防止給付金

【交付額】10万円(定額)

【交付要件】

- ①2020 年 4 月期または 5 月期の売上が対前年同月比 50%減少したことを理由として国の持続化給付金の交付を受けた者、または、2020 年 4 月期または 5 月期の売上が対前年同月比 50%以上減少しており、給付金申請時点において国の持続化給付金の対象要件を満たすこと
- ②国が示した「新しい生活様式」への対応など国の感染防止策に取り組んでいること
- ③福島県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の交付を受けていないこと
- ④福島県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金交付対象施設を営む事業者でないこと

【必要書類等】

※裏面【県】感染症拡大防止協力金の〔対象施設〕を参照

- ①事業活動がわかる書面(事業内容を確認できる HP やチラシ、営業許可証等)
- ②給付金の振込先の通帳の写し
- ③国の持続化給付金の交付を受けた場合/持続化給付金決定通知書の写し
 - 国の持続化給付金の交付を受けていない場合/1)2020 年4月期又は5月期の売上台帳等 2)税務署受付印のある確定申告書第一表 3)青色申告決算書、法人事業概況説明書(両面)
- (4)個人事業主のみ/本人確認書類(運転免許証(両面)等)

【申請方法】※申請期限:令和2年9月30日(水) 問い合わせ:専用相談窓口024-521-8575

- ①郵送:〒960-8681 福島市杉妻町 2-16 福島県庁内郵便局留 福島県休業協力金事務局 宛(簡易書留など)
- ②電子申請: http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyuufukin.html 内

「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金 電子申請フォーム」より申請

【県】感染症拡大防止協力金

【交付額】10 万円・20 万円・30 万円

(自己所有 10 万円、1 か所賃貸(建物・土地)20 万円、複数箇所を賃貸(建物・土地)していれば 30 万円)

【交付要件】

- ①県の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置の期間のうち少なくとも 4 月 28 日(火)から 5 月 6 日 (水)までの間、県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じていること
- ②令和2年4月20日以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること

[対象施設の一例]

(7) 3000 000 000		
①食事提供施設	時間短	ā縮※
飲食店、料理店、喫茶店、和洋菓子店、居酒屋等	休	業
②住宅·宿泊施設	一部	休止
ホテル、旅館、民泊	休	業
③遊興施設(スナック等)、劇場等、集会・展示施設(ダンススタジオ等)、運動・遊戯施設(パ	休	業
チンコ、ゲームセンター、フィットネスクラブ等)、文教施設、大学・学習塾等、博物館等、ホテル		
又は旅館、		
商業施設(ペットショップ、ペット美容室、住宅展示場、おもちゃ屋、DVD/ビデオショップ・レンタ		
ル、スポーツグッズ店、土産物店、旅行代理店(店舗)、ネイルサロン、まつ毛エクステンショ		
ン、銭湯、写真屋・フォトスタジオ、リラクゼーションサロン、ヘッドスパ、釣具店、リサイクルショ		
ップ、骨董屋、画廊、楽器店、ギフトショップ、日帰り温泉等)		

※時間短縮は、食事提供施設で短縮前の営業時間が午後8時以降の施設であった事業者が、要請により 午後8時以前(酒類の提供は午後7時まで)に短縮した場合が該当になります

【必要書類等】

- ①申請書(休業期間、法人番号(法人に限る)等を記載)
- ②営業活動を証する書類(直近の確定申告書の写し等)
- ③休業(時間短縮)の状況が確認できる書類
 - (休業期間、時間短縮を周知するホームページや店頭ポスター、DM 等の写し)
- ④事業活動がわかる書類(営業許可書等、届出不要の業種はホームページやチラシ等)
- ⑤振込先通帳の写し
- ⑥個人事業主のみ/本人確認書類(運転免許証等の写し)
- ⑦事業所を賃貸している場合のみ/事業所の賃貸借契約書の写し
- 【申請方法】※申請期限:令和2年7月31日(金) 問い合わせ:専用相談窓口024-521-8575
 - ①郵送: 〒960-8681 福島市中町 1-19 福島県中町郵便局留 福島県休業協力金事務局 宛
 - ②電子申請: http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin.html 内

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金電子申請フォーム」より申請

【県】感染症拡大防止支援金

【交付額】10 万円(一律) ※福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に加算 【交付要件】

- ①福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていること
- ②県の休業要請等により、5月7日(木)から5月15日(金)(福島県緊急事態措置解除日)までの間、 県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じていること
- ③国が示した「新たな生活様式」に対応するための取組みを講じる(講じた)こと

【必要書類等】

- ○福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金と一体で申請手続き
- 【申請方法】※申請期限:令和2年7月31日(金) 問い合わせ:専用相談窓口024-521-8575 ○福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に同じ

【村】感染症対策協力金

【交付額】10万円(一律)

【対象業種】村内に所在する飲食店・居酒屋・喫茶店・スナック・宿泊施設 【交付要件】

- ①村内に本店又は支店が所在する法人および個人事業主
- ②令和2年4月28日(火)から5月6日(水)までの期間内に4日以上の休業や営業時間の短縮(期間中の営業時間を午後8時までとし、お酒類の提供を午後7時まで)を実施した事業所等
- ③令和2年4月20日以前に事業を実施しており、営業実態の確認できるもの
- ④泉崎村暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等が営業する事業所等ではないこと

【必要書類等】

- ①第1号様式 泉崎村新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書
- ②第3号様式 泉崎村新型コロナウイルス感染症対策協力金交付請求書
- ③誓約書(署名押印したもの)
- 添付書類:申請者本人を証明する書類(運転免許証等)

令和2年4月20日以前に事業を開始し営業実態が確認できる書類

休業等の実態が確認できる書類(休業・営業時間短縮の告知を記載したチラシ等)

※申請書類等は泉崎村のホームページ内「泉崎村新型コロナウイルス感染症対策協力金交付」から もダウンロードできます。 https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/

【申請方法】※申請期限:令和2年8月7日(金)

泉崎村役場事業課産業係・泉崎村商工会に持参もしくは郵送してください

郵送先:泉崎村大字泉崎字八丸 145 番地 泉崎村役場事業課産業係 宛て

【問い合わせ】泉崎村役場事業課産業係 53-2430

【村】感染症対策支援給付金

【交付額】10万円(一律)

【交付要件】

- ①村内に本所又は支所が所在する法人および個人事業主
- ②新型コロナウイルスの影響で売上等が前年同月(2月~5月)と比較して1ヵ月でも20%減少している
- ③前年同月と比較できない事業所については、新型コロナウイルスの影響を受ける前、過去3ヵ月平均として20%減少していること
- ④泉崎村暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等が営業する事業所等ではないこと

【必要書類等】

- ①第1号様式 泉崎村新型コロナウイルス感染症対策支援給付金交付申請書
- ②第3号様式 泉崎村新型コロナウイルス感染症対策支援給付金交付請求書
- ③売上比較表
- 4)別表1
- 添付書類:営業活動を証する書面(受領印のある直近の確定申告書、電子申告の場合は受信通知を 印字したもの、法人設立届・開業届の写し等)

支援給付金の振込先の通帳の写し

個人事業主のみ/本人確認書類(運転免許証の写し等)

※申請書類等は泉崎村のホームページ内「泉崎村新型コロナウイルス感染症対策支援給付金交付」 からもダウンロードできます。https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/

【申請方法】※申請期限:令和2年8月7日(金)

泉崎村役場事業課産業係・泉崎村商工会に持参もしくは郵送してください

郵送先:泉崎村大字泉崎字八丸 145 番地 泉崎村役場事業課産業係 宛て

【問い合わせ】泉崎村役場事業課産業係 53-2430

経済対策の応援を受ける(商品券等の取扱店)

【県】がんばる地元の飲食店応援券

【登録要件】

- ①県内で飲食業を営む個人事業主及び法人事業者 ※法人事業者は中小企業者で県内に本社・本店がある事業者
- ②暴力団又は暴力団員等が営業に関与しない事業者
- ③その他、公的な支援を行うことが適当であると認められる事業者

【事業内容】

- ・個人事業主は 1,200 円(プレミアム率 20%)、法人事業者は 1,100 円(プレミアム率 10%)の額面の利用券を消費者に 1 枚 1,000 円で取扱店の店頭で販売(店頭での販売期間は令和 2 年 8 月末日まで)
- •個人事業主は 900 枚、法人事業者は 1,800 枚が販売上限(3回に分けて個人 300枚/回、法人 600枚/回 配布)
- ・消費者一人あたりの購入限度の制限なし
- ・額面以下の金額に釣銭を出すことはできません
- ・利用券は、販売された店舗での支払いのみに使用可能・利用券の使用期限は令和3年1月末日

【還元方法】

- ・取扱店からの請求に基づきプレミアム分を取扱店の指定口座に振込
- ・11 月末までの使用分を 12 月末までに、1 月末までの使用分を 2 月末までに請求 (2 回に分けず一括で請求可能。ただし 11 月末までの使用分は 50 枚単位での請求)
- 令和3年2月末日の請求可能期間を過ぎたものは対応不可となります。

【必要書類・申込】※申込期限:令和2年7月31日(金)17時まで 商工会にお申し込みください

①参加申込書 ②飲食店営業許可書 ③前年の確定申告書 ④通帳の写し

事業資金の融資を受ける

取扱窓口	日本政策金融公庫 (国民生活事業)商工会扱	日本政策金融公庫 (国民生活事業)	県内の金融機関
制度名	新型コロナウイルス対策 マル経融資	新型コロナウイルス対策 特別貸付(国民生活事業)	新型コロナウイルス対策 特別資金(実質無利子型)
申込要件	最近 1 か月の売上高が前年又 は前々年と比較して5%以上減 少している小規模事業者	最近 1 か月の売上高が前年又 は前々年と比較して5%以上減 少している事業者等	個人事業主、小・中規模事業者 売上高 5%以上減少 ※利用の際に村の認定書が必要に なります
融資限度額	1,000 万円(別枠)	6,000 万円(別枠)	4,000 万円
返済期間	運転資金:7 年以内 設備資金:10 年以内	運転資金∶15 年以内 設備資金∶20 年以内	10 年以内
据置期間	運転資金:3 年以内 設備資金:4 年以内	運転資金:5 年以内 設備資金:5 年以内	5 年以内
金利	当初 3 年間:0.31% 3 年経過後:1.21%	3,000 万円以内まで 当初 3 年間:0.46% 3 年経過後:1.36% 3,000 万円超 全期間:1.36%	1.5%以内
保証料率	-	-	0.85% (経営者保証免除対応は 1.05%) ※下記①, ③は保証料ゼロ、②は 1/2
特別利子補給 (当初3年間実質 無利子化)の要件	・個人事業主(小規模に限る):要件なし ・小規模事業者(法人):売上高▲15%以上 ・中小事業者:売上高▲20%以上		①個人事業主(小規模に限る) 売上高▲5%以上 ②小・中規模事業者(①除く) 売上高▲5%以上 ③小・中規模事業者(①除く) 売上高▲15%以上